

鹿屋市献血推進協議会開催要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市献血推進協議会開催要綱（平成18年鹿屋市告示第105号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「（開催）」に改め、同条中「の開催期間は、1年間」を「は、毎年1回開催すること」に改める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。